

参考調査に関する細則

参考調査に関する規程第5条第4項に規定する調査の制限については、下記のとおり細則を定めるものとする。

第4項（著しく経費又は時間を要する調査）

次の各号に定める調査については、調査の一部又は全部を謝絶することができる。

- （1） 調査及び研究の代行と認められるもの。
- （2） 合理的な調査の手段がないもの。
- （3） 調査の申込みの件数が5件を超えるもの。
- （4） 同一内容・主題に関する調査が3回を超えるもの。